

2024年1月23日

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に関する電気料金の措置の継続について

当社は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、「本事業」といいます。）に参加申請し、採択され、2023年1月ご使用（2月検針）分～2023年12月使用（1月検針）分の電気料金において、国が定める値引き単価により、電気のご使用量に応じた値引きをおこなっております。

この度、国の方針に基づき、2024年1月使用（2月検針）分～2024年5月使用（6月検針）分に対する本事業の継続が決定されましたので、当社でも引き続きこの値引きを実施いたします。なお、本事業に関しまして、お客さまご自身でのお手続きは不要です。

1. 本事業の概要

2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策で、2024年5月まで実施の延長が決定しました。

具体的には、料金単価から一定の額を値引きすることで、お客様による手続きなく、直接的に料金負担を軽減しています。

※国におけるモデルケース（使用電力量 400kWh/月）では、毎月 1,400 円の値引きとなります

2. 適用対象

当社と低圧・高圧の電気需給契約があるお客さま

3. 期間（延長になった期間）

2024年1月ご使用分～2024年5月ご使用分（2024年2月分料金～2024年6月分料金）

4. 内容

区分	電気料金（税込）	
	低圧	高圧
値引き単価	3.5 円/kWh	1.8 円/kWh

※2024年5月ご使用分（2024年6月分料金）の電気料金への負担軽減は縮小（半減）されます。
低圧（1.8 円/kWh）、高圧（0.9 円/kWh）

5. 値引き額の反映方法

各月のご使用量より値引き額（ご使用量 × 値引き単価）を反映します。

※「政府の支援割引」として値引き額を掲載しております

本事業の詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の[特設サイト](#)をご覧ください。

電気・ガス価格激変緩和対策 事務局

<フリーダイヤル> 0120-013-305 全日 9:00～17:00（年末年始を除く）

以上